

# 住民基本台帳ネットワークシステムの運用に係る セキュリティ対策

## 1 概要

- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用にあたっては、各地方公共団体（道及び市町村）が**各種規程や手順書等を整備**
- 内部の不正利用を防止するための取組を実施
  - ・ **責任体制の整備、管理者や操作者への教育・研修**
  - ・ **自己点検や外部監査により、セキュリティ確保の取組の評価**

（根拠）

「住民基本台帳法」

「関係法令」

「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(H14 年総務省告示第 334 号)

「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針」(H27 年地方公共団体情報システム機構制定)

## 2 北海道の取組

- 主なものとその概要

### 規程の整備

→H29.2 月に複数の規程を統合。情報セキュリティ対策の実施手順を定めた「北海道住民基本台帳ネットワークシステム情報セキュリティ対策実施規程」（以下「実施規程」という。）を整備。

### 研修の実施

→実施規程第 45 条の規定に基づき、毎年度「北海道住民基本台帳ネットワーク教育・研修計画」（以下「研修計画」という。）を策定。受講対象者を明確にして研修を実施。

### 監査の実施

→道庁内部の端末設置課及び利用課を対象に、「住民基本台帳ネットワークシステム点検・監査手順書」を策定。定期又は随時に点検及び監査を実施。

### 市町村への助言

→市町村が自ら行う「住民基本台帳ネットワーク及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」（以下「チェックリスト」という。）による自己点検結果及び外部事業者によるシステム運営監査の実施結果に関し助言。

（研修・点検・監査などの取組）

区分	概要【実施主体】	対象職員	
		道	市町村
研修	管理者や操作者等への研修【道又は市町村】	○	○
	個人情報セキュリティ講習会【道】	○	○
点検	利用課等の点検簿による日次・月次・年次の点検【道】	○	
	国のチェックリストによる市町村自己点検結果へ助言【総務省・道】		○
監査	利用課等の点検簿による点検結果に対する監査【道】	○	
	市町村への事業者による住基 JPKI 監査【機構】		○

## (1) 研修計画に基づく研修の実施

○「北海道住民基本台帳ネットワークシステム教育・研修計画」に基づき、対象職員に対する研修を実施

目的：住基ネットの概要、実施規程の運用、個人情報セキュリティ対策等に係る安全確保面の意識向上により、不正行為や人為的ミス防止を図るため

### 【実施対象者】

研修区分	対象者
管理者向け	・セキュリティ統括責任者【総合政策部地域振興監】 ・システム管理責任者【市町村課長】 ・セキュリティ責任者【利用課の長又は課長相当職】 ・拠点管理責任者【各(総合)振興局地域政策課主幹】 ・システム担当者、拠点担当者等【住基ネット事務担当者】
関係者向け	・端末設置課の事務担当係職員 【市町村課行政係職員】 【各(総合)振興局地域政策課市町村係職員】
操作者向け	・住基ネット端末の操作を認められた全ての職員

### 【実施状況】

#### ①第1部研修：住基ネットの概要等に関する書面研修

- ・管理者向け、関係者向け、操作者向けの研修資料を配付
- ・関係する所属において、住基ネットの概要等について書面で研修を実施

#### ②第2部研修：講習会の開催

- ・情報セキュリティ専門家等による個人情報セキュリティ講習会を実施  
→講習会受講を、研修計画における研修カリキュラムの一環として位置づけ
- 内容：個人情報保護などの最新のセキュリティ事情に関する講演  
対象：道及び市町村の職員  
→住民基本台帳、個人番号、個人情報保護及び情報化推進の担当職員

(R5年度実施内容)

内容	情報セキュリティ対策の重要性の再認識を目的に、情報セキュリティ事故の傾向や情報セキュリティ監査における指摘事項の事例について講演
講師	PwC あらた有限責任監査法人職員（住基システムリモート監査 監査人）
方法	R5.6.12(月)に集合方式（札幌市内）で実施 ※欠席者には資料配付

## (2) 点検及び監査の実施

○道庁内部の端末設置課及び利用課を対象とした点検及び監査を実施

### ①点検

- ・端末設置課及び利用課において、自己点検簿（日次・月次・年次ごと）を使用して点検を実施
  - ・その結果をシステム管理者へ報告
- ※今年度の実施状況：R5.12月現在、適切に行われている

### ②監査

- ・システム管理者（市町村課職員）が、端末設置課及び利用課（振興局や道税事務所など）を対象に実施
  - ・自己点検結果に基づき、端末の設置環境や書類の保管状況等の実態を監査
- ※今年度の実施状況：R5.9月末までに完了

（今年度対象：石狩・胆振・留萌・オホーツク・釧路・根室）

### 3 国・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の取組

#### (1) J-LIS による説明会の開催

##### ○住民基本台帳制度関係事務担当者説明会の実施

対象	道及び市町村の住民基本台帳制度担当職員
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳制度関係事務の最近の状況等の説明（総務省）</li><li>・住基ネットのセキュリティ確保のための措置等に関する説明（J-LIS）</li></ul> 今年度の実施状況について <ul style="list-style-type: none"><li>・R5年度は、R元年度以来となる集合形式での開催</li><li>・札幌市内の会場に道と市町村の関係職員を集め「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会（J-LIS 主催）」と「個人情報セキュリティ講習会（道主催）」を共同開催</li></ul> ※R2～4年度は、新型コロナ対応のため書面やオンラインで実施

#### (2) 住基 JPKI 監査

○市町村の住基システムの運用やセキュリティ確保の状況などについて、J-LIS が委託した監査人が監査

##### (住基 JPKI 監査における最近の推移)

R1年度まで	・システム運営監査
R2年度から	・住基 JPKI 監査（住基セキュリティ及び JPKI 業務監査） →6年間で全ての市町村を1巡する計画
R3年度以降	・新型コロナウイルス感染症拡大防止や、デジタル化の推進のため、直接現地へ赴くのではなく、リモート対応を前提 ・全団体を対象とする新たな取り組みを導入

#### ・令和5年度の住基 JPKI 監査 関連業務

##### ① 全団体実機調査

概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・全ての市町村を対象</li><li>・CS 及び統合端末のセキュリティ関連の設定が適正であるかを調査</li></ul>
実施状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・R5.9月下旬までに各市町村においてセキュリティ関連設定を収集</li><li>・R5.10月上旬に道経由で J-LIS へ報告済み</li></ul> セキュリティ関連設定の収集は、J-LIS から配付されるバッチプログラムを実行することで自動的に収集 →収集される情報には本人確認情報や、それに関連するログ等の情報は入っていない

##### ② リモート監査

概要	・監査用 Web サイト及び Web 会議アプリケーションを利用した住基 JPKI 監査を実施し、監査報告書を提出
実施状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国で 50 団体を選定（うち北海道：2 団体）</li><li>・※R6 年度は全国で 100 団体（うち北海道：4 団体）を選定予定</li><li>・R5.9月上旬までに各都道府県において実施団体を選定</li><li>・R5.9月下旬～R6.3月まで順次実施</li><li>・市町村の負担軽減の観点から実施方法が見直され、Web 会議アプリケーションを用いたヒアリング時間が大幅に短縮</li><li>→新たに導入された監査用 Web サイトに自己点検結果の入力、監査資料をアップロードした後にヒアリングを実施</li></ul>

### ③ リモートヒアリング

概要	・住基関連のセキュリティ対策の対応状況などについて、電話を使ったヒアリングを実施 ※リモート監査に比べて簡易的な位置付け
実施状況	・全国で 547 団体を選定（うち北海道：59 団体） ※R6 年度は全国で 564 団体（うち北海道：59 団体）を選定予定 ・R5.9 月上旬までに各都道府県において実施団体を選定 ・R5.9 月下旬～R6.3 月まで順次実施 ※R4～R6 で全市町村に対して実施予定

### ④ オンラインセミナー

概要	・市区町村担当者に対するセミナー ・内部監査実施率向上、監査精度向上等のため、住基セキュリティ及び JPKI 業務の内部監査に関するオンラインセミナーを実施
実施状況	・R6.1 月から R6.3 月頃に実施予定（1 回実施予定）

### ⑤ 都道府県フォローアップ支援

概要	・「全団体実機調査」「リモートヒアリング」で得られた結果を監査人が各団体向け報告書や助言として整理 ・結果を関係市町村へ送付する際に助言内容を伝えるなど、都道府県による市町村のフォローアップに活用可能
実施状況	・R6.1 月から R6.3 月までに順次実施

## 4 市町村における取組

### ○自己点検の実施と自己点検結果への対応

#### ① 国のチェックリストによる自己点検

- ・市町村において、セキュリティの取組状況に係る自己点検を実施  
→総務省から毎年度発出されるチェックリストを利用  
「住民基本台帳ネットワーク及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表（チェックリスト）」  
※今年度の実施状況：道内全市町村において実施済み

#### ② 市町村の自己点検結果への国と道の対応

- ・国の対応：総務省が都道府県に対し、管内市町村の自己点検結果等に関するヒアリングを実施  
※今年度の総務省ヒアは、10/4（水）にオンラインで実施済み
- ・道の対応：市町村の実施結果や総務省ヒアリング結果を踏まえ、道から市町村に対して必要な助言を実施